

平成17年8月2日
内閣府（防災担当）

災害時要援護者の避難対策に関する検討会（仮称）について

1. 目的

「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」で取りまとめた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（17年3月）は、災害時要援護者情報の収集・共有、避難支援プランの作成による避難支援の仕組みづくりを中心に取りまとめており、モデル的な取組や防災基本計画への反映等により普及に努めているところであるが、災害時要援護者の支援体制の整備を図っていくためには、関係企業・機関・者やボランティア（以下「関係企業等」と称する。）の間での連携を中心とした避難支援方策について更なる具体化を図るとともに、避難行動後の避難生活の支援などについての検討も必要である。

本検討会では、昨年来の災害時の状況について現地調査を実施するとともに、関係団体・者との意見交換等を実施しつつ検討を進め、これらの課題についての具体的な対処方策を提示することにより、市町村を中心とした取組の更なる促進を図る。

2. 検討項目（案）

- ・ 肢体不自由者、視覚障害者、聴覚・言語障害者、内部障害者（人工呼吸器、人工透析等を要する者、オストメイト）、知的障害者等の障害者や、介護保険制度利用者等、要援護者の種別ごとに自治体、関係企業等の間での情報伝達・共有、医療・福祉サービスの提供方策について、連携モデルやルールを明らかにする。

災害時に要援護者支援の中核となるケアセンターの創設

- ・ 乳幼児・妊婦等も含め、災害時要援護者の多様な特性を踏まえつつ、避難所において要援護者ごとに配慮すべき対策や関係企業等の間での連携方策を明らかにする。

各市町村が最低限実施すべきもの、標準的に実施すべきもの、実施が望ましいものについて、時系列で整理しつつ明確化

- ・ 避難所生活において特別な配慮を要する者のための福祉避難所の設置・活用促進や、質の向上に向けて自治体、関係企業等が取り組むべき事項や災害時の対応要領を明らかにする。

3. 検討体制

座長： 廣井 脩 東京大学大学院教授

他、有識者9名程度、自治体6名程度、関係省庁

4. 今後の予定

8～9月 現地調査

9月中旬 第1回会議（以後4回開催）

3月上旬 検討成果取りまとめ

内閣府政策統括官（防災担当）付

災害応急対策担当参事官補佐 丸山

TEL 3501-5695 FAX 3503-5690